

答 申

第1 山口県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県知事（以下「実施機関」という。）が平成27年11月30日付け平27○健第1286号で行った2件の公文書の非開示決定について、別表1の「審査会が開示すべきと判断した部分」欄に掲げる部分は開示すべきであるが、その余の判断は妥当である。

なお、上記決定に対する異議申立てに係る諮問は、別表3の「諮問番号／諮問書の日付及び文書番号」欄に掲げるとおり2件であるが、同種の文書の開示請求に係る決定に対する異議申立てに係る諮問であり、その請求内容も同一であることから、これら2件を併合して審査した。

第2 異議申立てに至る経過

1 公文書の開示請求

異議申立人は、別表2の「請求年月日」欄に掲げる各日付けで、実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条の規定により、別表2の「請求内容」欄に掲げる2件の開示請求（以下「本件各請求」という。）を行った。

2 公文書の特定

実施機関は、本件各請求に係る公文書として、別表3の「公文書の件名」欄に掲げる各公文書（以下「本件各公文書」という。）をそれぞれ特定した。

3 実施機関の処分

実施機関は、別表3の「処分番号／決定通知書の日付及び文書番号」欄に掲げる各日付けで同表の「処分」欄に掲げる各処分（以下「本件各処分」という。）を行うとともに、その旨を異議申立人に通知した。

4 本件各処分の具体的な決定内容

本件各処分の文書ごとの具体的な決定内容については、別表4のとおりである。

5 異議申立て

異議申立人は、本件各処分を不服として、処分1については平成27年12月3日付けで、処分2については平成27年12月10日付けで、それぞれ行政不服審査法（平成26年法律第68号）による改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づく異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件各公文書の開示を求める、というものである。

2 異議申立ての理由

(1) 処分1

処分1について、異議申立ての趣旨や理由、教示の有無などについて説明する。

非開示となった実地指導は、平成24年〇〇月〇〇日にも行われ、開示決定され、写しの交付を受けている。しかし、開示された調書は、不正な調書で、本来記載が不可欠である事項が未記載である。

不完全な調書なので、県障害者支援課の職員に通報した。当該職員は、平成27年11月16日に〇〇健康福祉センターの担当者を県庁に呼び出し、その結果を異議申立人に連絡すると言ったが、現在のところ連絡はない。連絡がないということについては、同月19日に県障害者支援課主幹に連絡した。さらに、平成24年〇〇月〇〇日の調書については、決裁のための稟議書が必要だが、公文書の開示請求に対して、公文書が存在しないという結果をもらった。〇〇健康福祉センターの室長と職員に問い合わせたところ、「なくてはならない稟議書だが、見つからない。決裁を取っていないのか、紛失したのかもわからない」ということだった。

平成27年〇月〇〇日の調書の稟議書は、存在が確認されている。平成24年度の不正な調書については、稟議書がないので上司の責任は問われず、調査担当者の責任で済む。平成24年度の実地指導調書について、〇〇健康福祉センターは、同様な公文書の開示状況を確認し、開示されていることから、開示決定を行った。この開示状況の確認については、室長と職員に確認をお願いする。今回の非開示決定については、県障害者支援課が決めたことだということである。平成24年度の実地指導調書の不適正さが発覚したため、今後、この調書は非開示ということになる。

今回、非開示の理由とした条例第11条第6号については、多くの自治体で同様なものが制定されているが、その適用は限定的である。例えば、実地指導調査は、事業所が県に認可を得るために提出した申請書の内容と現状が適合しているかを調査するものである。相談事業所の認可については、県の認可と市の認可がある。〇〇市に対して、市の認可した相談事業所の認可申請書などの公文書の開示請求を行った。当該公文書については、各事業所のプライバシーにかかわるものだが、〇〇市は、全ての相談事業所に「情報公開請求があったので、公文書を公開したいので了承をお願いしたい」と承諾を求め、全ての相談事業所の申請書が公開された。

〇〇健康福祉センター管内に住む身体障害者は、行政の無策により困っている。県が認可した相談事業所と市が認可した相談事業所が〇〇健康福祉センター管内にありながら、ほとんどの〇〇市に住む身体障害者は〇〇市の相談事業所を利用している。これについては、〇〇健康福祉センターの職員も十分に知っていながら、見て見ぬふりである。現状について、県議会に陳情書を提出する資料にするため、今回、一連の情報公開請求を行っている。県議会への陳情という高い公益性を理解して、開示をお願いする。

「平成24年度指定障害福祉サービス事業実地指導調書（指定一般相談支援事業）医療法人〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇平成24年〇〇月〇〇日実施」という公文書を見れば、不適正な調査の実態がわかり、なぜ今後の実地指導調書を非開示にしたかがわかる。情報公開法は、国民の知る権利を定めた最も高い法律である。県が定めた条例も同様である。県民が公開を求めて非開示となったものは、県議が公開を求めても、非開示になるはずだが、だとすれば、県の不正は誰が監視できるのか。

(2) 処分2

処分2について、異議申立ての趣旨や理由、教示の有無などについて説明する。請求2に係る公文書と同一の文書は、平成27年11月、郵送により写しの交付を受けた。交付を受けた文書の表紙のコピーを異議申立書に添付する。今回、写しの交付を受けていながら、閲覧を希望したのは、異議申立人が交付を受けた文書は、偽造されたものだという指摘を受けたからである。写しの交付がされているのに、閲覧が不許可というのは、おかしな話だが、審査会において、実地指導調書を見れば、閲覧を不許可にした理由がわかると思う。

資料として添付した実地指導調書の表紙を見て欲しい。記入されていないと見えない事項が未記載である。厚生労働省では、本件のような実地指導に際し、「主眼事項及び着眼点」というマニュアルを定め、落ち度のない実地指導を求めている。県障害者支援課の主幹は、「調査自体に問題はない」と話していたが、厚生労働省に問題があるか、ないかについて照会すれば、結果は、わかると思う。

写しの交付を受けた情報公開請求は、県学事文書課が受け、県障害者支援課を経由して〇〇健康福祉センターが開示決定し、交付した。県障害者支援課から〇〇健康福祉センターに情報公開請求が回る時に、県障害者支援課は、文書が開示されることを認識していたが、公開される実地指導調書が、このような不適切なものだとは知らなかった。このため、県障害者支援課の主導で、非開示が決まった。本件の開示、非開示の決定権は〇〇健康福祉センターにあるが、同センターの室長は、「障害者支援課が非開示を決めました」と話した。また、本件の実地指導調書には決裁の稟議書が必要だが、当該室長によると、稟議書はないということである。最初から稟議が行われていないのか、紛失したのか原因は不明だということである。平成27年〇月に行われた実地指導調書の稟議書の存在は確認されている。

偽造された調書だと指摘した関係者らしい人の話によると、本件の実地指導をした職員は、異動して〇〇健康福祉センターにはいない。平成27年〇月の実地指導は〇〇健康福祉センターの別の職員が行ったようである。12月2日に電話で当該職員に聞いたところ、それは事実のようである。本件の実地指導調書には、氏名が記入されていないが、異動先は調べればわかると思う。本件調書の真偽の確認をお願いする。公文書の公開姿勢については、県障害者支援課には大きな問題がある。県障害者支援課の言い分を全面的に認めたとしても、相談事業所の名称は、一般に広く公開されているので開示される。本件では、県職員の氏名が記入されていないが、これが記入されていた場合、情報公開に関する過去の判例によると、公務中の公務員の行為に関する公務員の氏名は、公開されている。例え一行でも公開されるものがあれば、その部分は公開されなくてはならない。

情報公開法は、とても重い法律である。その下にある情報公開条例も同様である。〇〇市では、庁内で開かれる委員会について、公開、非公開にかかわらず会議名が公開されている。〇〇〇〇課が担当で、傍聴が認められていない非公開の委員会も情報公開請求すれば会議録が公開される。内容についても、委員の名前や発言内容まで、ほぼ公開されている。一部黒塗りの部分は、委員の発言の中で、一般の人の名前が出てくる部分だけである。異議申立人は、障害者福祉に関して、他県や各市

の状況を情報公開で求めることがあるが、「非公開」となったのは初めてである。情報公開について、山口県のすべての課が、県障害者支援課と同じだとすれば残念である。

地方公務員法で、職務に専念する義務が定められている。非開示となった本件、実地指導調書を作成した職員は、明らかに専念する義務を逸脱している。それを隠すための非開示だとしたら残念である。刑事訴訟法で、犯罪を知った公務員には、警察に通報する義務が定められている。公益通報を定めた法律の手順に従って通報すれば、公務員、民間人を問わず保護される。異議申立人は、写しが交付された本件実地指導調書が偽造だと異議申立人に教えてくれた人が、異議申立人ではなく、県当局に通報してくれることを願っている。

最後に、本件実地指導調書の保存期限が3年だとしたら、平成27年〇〇月〇〇日で保存期限を迎えるが、異議申立ての審査期間や、その後、6箇月の行政訴訟の提起期限までは保存をお願いする。

3 実施機関の理由説明に対する意見

非開示の理由について、執行前や執行過程で公開することにより、当該事務若しくは事業の実施の目的を失い、又はその公正かつ適正な執行に、著しい支障を及ぼすおそれがあるものがある、と説明しているが、調査については、事業所側に事前に必要な確認書類を用意させ、確認するもので、適正でなければ、相談事業所としては欠格であり、それぞれの確認事項については特別に秘匿にするものではない。

行政による正確な事実の把握や不正行為の発見を困難にするおそれがある、と説明しているが、対象となっている「平成24年度指定障害福祉サービス事業実地指導調書（指定一般相談支援事業）医療法人〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇平成24年〇〇月〇〇日実施」を見ればわかるように、必須項目も未記載という状態では、とても行政による正確な事実の把握や不正行為の発見を目的にしているとは思えない。

本件の非開示は、担当職員による杜撰で不適正な調査の隠ぺいが目的であり、県障害者支援課ぐるみの不正行為だと言える。審査会においては、当初、〇〇健康福祉センターが、開示を決定し、写しを交付しておきながら、閲覧を請求したら、県障害者支援課が不適切な調書の隠ぺいを目的に、非開示を決定したことについて、確認してもらいたい。さらに、写しを交付した書類は、当時の担当職員が作成したものではなく、偽造されたものだという指摘もあるので確認が必要だと思慮する。

第4 実施機関の説明要旨

1 本件各公文書の内容及び構成

請求1に係る公文書は、〇〇健康福祉センターが平成27年〇月〇〇日に実施した、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に対する実地指導の調書であり、調査項目及び調査結果等が記載されている。

請求2に係る公文書は、〇〇健康福祉センターが平成24年〇〇月〇〇日に実施した、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に対する実地指導の調書であり、調査項目及び調査結果等が記載されている。

2 非開示とした理由

(1) 開示請求対象となった事業の趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業所に対する指導は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第11条第2項の規定に基づき実施するものであり、厚生労働省令及び告示等に定める自立支援給付対象サービス等の取扱い、自立支援給付等に係る費用の請求等に関する事項について周知徹底させることを目的に実施するものである。

(2) 県における指導

本県の指導の形態は、集団指導と実地指導の2種類があり、集団指導は事業所を一定の場所に集めて行う講義形式の指導、実地指導は指導の対象となる事業所において実地に行う指導である。指定一般相談支援事業所についての実地指導は、原則3年に1回実施している。

今回の開示請求の対象となった実地指導調書は、実地指導時において作成される文書である。

なお、指定一般相談支援事業所に対する実地指導は、山口県行政組織規則（昭和43年山口県規則第15号）第47条の12の規定により健康福祉センター保健福祉企画室の分掌事務と定められている。

(3) 非開示とした理由

条例第11条第6号に該当

行政が行う事務又は事業に係る情報の中には、当該事務又は事業の性質及び目的等から、執行前や執行過程で公開することにより、当該事務若しくは事業の実施の目的を失い、又はその公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがある。

また、反復継続的な事務又は事業に関する情報の中には当該事務又は事業の実施後であっても、これを公開することにより同様の事務又は事業の目的が達成できなくなり、又は公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすものもある。このような情報については、公開しないこととできるというのが条例第11条第6号の趣旨である。

本件各請求に係る公文書は、行政が実地指導時に事業所が適正に事業運営を行っているかを調査するための調書である。

この調書は、国が示した省令や告示をもとに実地指導時における具体的な着眼点を県が独自に様式化したものである。

これらを公開することで実地指導を受ける事業所が県が調査する事項を事前に予測することができるようになり、当該事項に係る部分について事前に対応を行う等により指導が形骸化、あるいは行政による正確な事実の把握や不正行為の発見を困難にするおそれがある。

3 本件各公文書について

本件各公文書をインカメラ審理により見分したところ、本件各公文書は、それぞれ実施機関の現地指導時に事業所が適正に事業運営を行っているかを調査するための文書であり、表題等を含む表紙部分と具体的な調査項目及び調査結果を記録した部分により構成されていること、及びそれぞれの部分には独立した情報が記載されており区分が可能であることを確認した。

本件各公文書には、現地指導の実施における着眼点や力点、現地指導のノウハウと捉えることのできる情報が含まれており、公開することにより、将来の同種の現地指導において被指導者等が事前にこれらの情報を踏まえた対策をとり、実施機関による正確な事実の把握や不正行為の発見を困難にすることが十分に考えられ、結果として、現地指導の実効性の確保が困難になるなど、今後の現地指導の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあると認められる。

よって、本件各公文書に記載されている情報は、全体として条例第11条第6号に該当することから、非開示が妥当である。ただし、別表1に掲げる「審査会が開示すべきと判断した部分」については、上記理由の該当性において「著しい」とまでは認められず、開示が妥当である。

なお、異議申立人は、本件各公文書の作成経緯等についても縷々主張するが、審査会は、条例に基づく実施機関の決定について判断すべきであり、その判断に直接関係しない主張の適否については、判断するところではない。

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過等 別紙のとおり

別表 4

処分番号	公文書の件名	開示をしない理由
処分 1	平成 2 7 年度指定障害福祉サービス事業実地指導調書 (指定一般相談支援事業) 医療法人〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇平成 2 7 年〇月〇〇日	○条例第 1 1 条第 6 号該当 当該実地指導調書については、当該事務又は事業の性質上、公開することにより、当該事務若しくは事業の実施の目的を失わせる恐れがあるため
処分 2	平成 2 4 年度指定障害福祉サービス事業実地指導調書 (指定一般相談支援事業) 医療法人〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇平成 2 4 年〇〇月〇〇日実施	○条例第 1 1 条第 6 号該当 当該実地指導調書については、当該事務又は事業の性質上、公開することにより、当該事務若しくは事業の実施の目的を失わせる恐れがあるため

別紙

審査会の審査経過等

年 月 日	経 過
平成27年12月15日	実施機関から処分1に係る諮問を受けた。
平成27年12月17日	実施機関から処分2に係る諮問を受けた。
平成27年12月17日	処分1に係る理由説明書の提出を実施機関宛て依頼した。
平成27年12月21日	処分2に係る理由説明書の提出を実施機関宛て依頼した。
平成28年 1月14日	実施機関から処分1及び2に係る理由説明書の提出を受けた。
平成28年 1月15日	実施機関から提出された処分1及び2に係る理由説明書の写しを異議申立人宛て送付し、併せて意見書の提出を依頼した。
平成28年 1月29日	異議申立人から処分1及び2に係る意見書の提出を受けた。
平成28年 1月29日	異議申立人から提出された処分1及び2に係る意見書の写しを実施機関宛て送付した。
平成28年 2月 9日	事案の審議を行った。
平成28年 4月28日	事案の審議を行った。
平成28年 6月 7日	事案の審議を行った。
平成28年 8月 8日	事案の審議を行った。
平成28年10月11日	事案の審議を行った。
平成28年12月20日	事案の審議を行った。
平成29年 2月 7日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
井 竿 富 雄	山口県立大学教授	
石 原 詠美子	弁護士	
沖 本 浩	弁護士	会長
高 松 恵 子	司法書士	
森 永 敏 夫	公認会計士	会長職務代理者

(平成29年2月7日現在)